

■労働関係指標

完全失業率 5月の完全失業率(季節調整値)
3.1% (前月差0.3ポイント上昇)

有効求人倍率 有効求人倍率(季節調整値)
1.49倍 (前月差0.01ポイント上昇)

就業者数 **6,519万人**
 (季節調整値) (前月差3万人減少)

定期給与 現金給与総額(原数値)
270,241円 (前年同月比0.7%増)

トピックス 1. 改正育児・介護休業法施行の概要

直近の統計データによると、女性の育児休業取得率は8割を超えており育児休業制度が定着しつつあるといえます。しかし、第一子出産後継続して就業している方の割合は、4割にとどまっており育児をしながら働く方へのサポート体制が必要と考えられてきました。

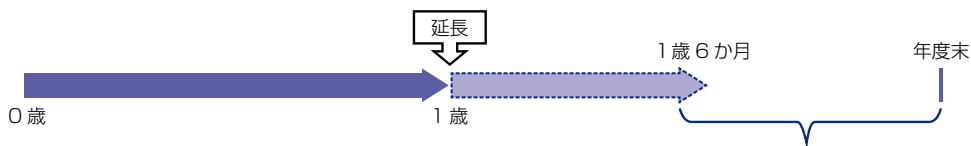
その対策として改正された育児介護休業法の一部が今年10月1日から施行されます。保育園等に入所できず退職を余儀なくされる事態を防ぎ、また育児をしながら働く労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めること等を目的としています。今回は改正のポイントをご紹介します。

Point1 育児休業の再延長

養育する子が1歳6か月以降も保育園等に入れない場合には、会社に申し出ることにより、最長2歳まで再延長が可能となります。それに伴い、雇用保険の育児休業給付の支給期間も延長できます。

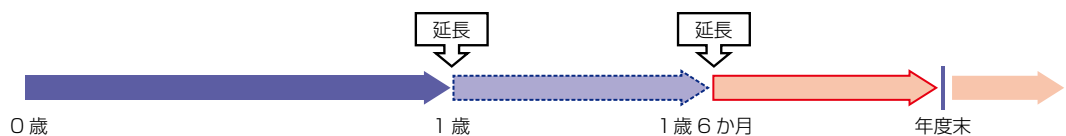
〈現行〉

育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できる。



〈改正〉

1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出ることにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」延長できる。上記に合わせ、育児休業給付の支給期間を延長する。



Point2 育児休業制度等の周知

事業主は従業員又はその配偶者が妊娠・出産した場合、従業員が家族の介護していることを知った場合に当該従業員に対して個別に育児休業・介護休業に関する定めを周知させることが努力義務となります。

Point3 育児目的休暇の新設

未就学児を養育する従業員が働きながら子育てしやすいように、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けることが努力義務となります。

例：配偶者出産休暇、子の行事参加のための休暇等

今回の改正で最も注目すべき点は、育児休業を再延長できることです。休業期間をさらに6か月間延長するケースが出てくるため、社内体制を見直す必要もあります。施行前に本改正内容についての対応を検討し、備えておきましょう。

詳細についてご不明な点は担当者までご連絡ください。

Topics 2. 36協定 再点検

厚生労働省が毎年実施している「全国労働衛生週間」（9/1～9/30を準備期間、10/1～10/7まで本週間）の今年のスローガンが、次のように決まりました。

『働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場』

何かと話題の「働き方改革」ですが、働く人の健康管理や職場環境の改善を考えるにあたり、長時間労働の是正についてあらためて確認します。

【労働基準法のルール】

労働時間は1日8時間、週40時間まで

【36協定の締結】

月45時間までの残業が可能（限度時間）

【36協定の特別条項をつける】

臨時的に、限度時間を超えて時間外労働をする特別の事情が予測される場合、上記の限度時間を超える一定の時間を延長時間とすることができる。

本来は一時的で特別な状況に対処するためのものですが、結果的に残業が何時間でも可能になってしまう状況を生み出していました。

〈是正策〉

特別条項で、80時間を超える時間で協定を結んでいると、立ち入り調査の対象となる可能性が高くなります。

立ち入り調査が入ると…

- ◆労働基準法違反があった場合には是正勧告
- ◆悪質な違反に対しては書類送検もあり

→ 36協定の特別条項を結んでいる場合は、80時間を超えていないかどうか、また実際の残業の実態も見直す必要があります。

過労死の問題が大きくクローズアップされ、こうした違反については厳しい措置が取られるようになってきています。何より、規則だからということではなく、社員が生き生きと働ける環境を会社として考えていくことが重要です。

Topics 3. 光GENJI通達とアメリカの子役タレント

14歳のプロ棋士・藤井聡太四段の大活躍が注目を集めています。対局は深夜に及ぶこともありますが、棋士は「個人事業主」であり、「労働者」ではないので、18歳未満の労働者は午後10時から午前5時までの就労はできないとした労働基準法上の問題は無いというのが、日本将棋連盟の見解です。

つい連想してしまうのが、テレビ等で見かける子役タレントですが、深夜出演は制限されています。これはなぜなのでしょう？ 実はこの現状には、旧労働省が1988年に発出した「光GENJI通達」と呼ばれる有名な通達が深く関係しています。この通達では、タレントが「労働者」にあたるかは実態で判断するとして、そのタレントの活動が他人によって代替できないことなどの4つの要件を満たした場合は「労働者」ではないという基準が示されました。これをあてはめ、光GENJIのメンバーは「労働者」ではないとされたのです。

ところが、個別判断は難しく、翌1999年には、15歳のタレントが深夜のラジオ番組に出演した際、関係者が労基法違反で書類送検されてしまいました。この事件のインパクトは大きく、以後、プロダクションや放送局側が「労働者」とみなされるリスクを回避して、未成年者の深夜出演を自主規制しているのです。

一方、海外ではどうなのでしょう。少し古いのですが、2006年に法政大学の永野秀雄教授が、アメリカでの演劇子役等の労働法上の保護につき、興味深い論文を書いておられます。これによれば、アメリカでは、連邦法としての公正労働基準法が未成年者の労働保護について規定していますが、演劇子役等は適用除外なのです。そして、州の法律によって子役等の労働規制がなされています。

例えばハリウッドを抱えるカリフォルニア州では、18歳未満の未成年者は、出演は原則午後10時まで、翌日に学校がない日は午前0時30分までと定められています。ところが、同州には労働基準監督官が極端に少なく、当局によるチェックは不十分と言われています。そしてそれをカバーしているのが、映画俳優労働組合なのです。全米で12万人（うち子役が5,500人）の組合員を持ちますが、現場に人を送りこんで、労働状況をチェックしているそうです。

当局でなく、労働組合が未成年労働者の保護を実質的に担っているとは、やはりアメリカは資本主義の牙城と感じます。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《葉月》旬の野菜を食べて夏を乗り切りましょう！

夏本番になり、夏バテして、食欲おちいていませんか？

野菜には、旬の時期に一番栄養価が高く、不思議とその時期に身体に必要な栄養素が詰まっています。

例えば、トマトには、抗酸化作用のあるビタミンAとCがたっぷり、ビタミンEと一緒に取ることでより強力な抗酸化作用が期待できるので、ビタミンEが豊富なオリーブオイルを使って調理するのが一番いいそうです。また、ゴーヤには、ビタミンCを豊富に含む他に、ビタミン、ミネラルをバランスよく含みます。夏

場に汗とともに失われやすいカリウムも多く、むくみを解消し滞った代謝を促進します。ゴーヤの苦味が苦手な方もいらっしやいますが、特有の苦み成分は、食欲を刺激して夏バテ予防に働きかけます。

私も最近は夏バテ予防に野菜を積極的に食べるようにし、旬の野菜でピクルスを作っています。

夏バテで食欲も減ってしまう時期だからこそ、野菜を積極的に取り、日々の食生活を充実したものにしていければいいと思います。（知）



Facebook 随時更新★



いいね！ お待ちしています♪

Facebookにて最新情報をお届けしております <https://www.facebook.com/arcandpartners>

